

JIS 認証取得者各位

一般財団法人 電気安全環境研究所

JIS 認証取得後の変更等の手続きについて

認証取得者となられた後、新たに製品を追加する場合や、次に該当する変更等が生じたときは、JETへの手続きが必要となります。(JIS認証契約書第9条、第28条) 変更の内容により手続きの方法が異なりますのでご注意願います。

- ① 認証製品の設計変更を行うとき又は認証製品の製造工場の品質管理体制を変更するとき
- ② 認証書に記載された事項に変更が生じたとき
- ③ 認証書に記載された製品等又は製造工場を追加するとき
- ④ 認証のすべて又は一部を辞退するとき

I. 製品の追加（変更）

認証書に記載された製品等に新たな製品を追加するときは、事前にJETへの手続きをお願いします。次の提出書類のほかに追加（変更）に関連する資料が必要となります。

変更の内容	提出書類	工場調査		製品試験
		書面	現地	
新たな製品の追加 (認証の区分の追加) ※	JIS認証申込書	◎	◎	◎
同一認証区分内でのJIS規格の追加 (認証範囲の追加) ※	JIS認証申込書	◎	◎	◎
同一認証書内の種類又は等級の追加又は変更	JIS認証申込書	◎	○	○
同一認証書内に製品の一部品番の追加又は変更（種類又は等級の変更なし）	JIS認証申込書	◎	△	△
認証書に記載された製品の設計変更 (構成する資材及び仕様の変更等)	JIS認証に係る 変更届（認証製品 の設計変更）	◎	△	○

◎：必ず実施 ○：原則実施 △：必要に応じて実施

※新たな製品の追加（認証区分の追加）及び同一認証区分内でのJIS規格の追加（認証範囲の追加）では、6ヶ月の生産実績が必要となります。

II. 日本産業規格（JIS）の改正

日本産業規格（JIS）が改正された場合、改正後1年以内(※1)にJETへの手続きをお願いします。次の提出書類のほかに改正に関連する資料が必要となります。

変更の内容	提出書類	工場調査		製品試験
		書面	現地	
日本産業規格（JIS）の改正	JIS認証試験基準変更試験申込書(※2)	△	△	△

◎：必ず実施 ○：原則実施 △：必要に応じて実施

(※1)日本産業規格（JIS）の改正に経過措置期間が設けられた場合、経過措置期間終了後1年以内となります。

(※2)日本産業規格（JIS）が改正された場合、JETより認証取得者様へ日本産業規格（JIS）の改正をお知らせすると共にJIS認証試験基準変更試験申込書をお送り致します。

III. 製造工場の追加又は移転

製造工場の追加／移転は、新規認証と同等の取扱いです。従って、事前にJETへの手続きをお願いします。次の提出書類のほかに追加に関連する資料が必要となります。

変更の内容	提出書類	工場調査		製品試験
		書面	現地	
a. 認証書に新たな製造工場の追加 b. 認証書に記載された製造工場の移転	JIS認証に係る変更届（認証書記載事項の変更）	◎	◎	◎

◎：必ず実施 ○：原則実施 △：必要に応じて実施

※製造工場を追加又は移転する場合、6ヶ月間の生産実績が必要となります。ただし、次に条件を確認できる場合は生産実績を短縮することができます。

- ① 製造工場の品質管理体制に変更がない場合
- ② 主要な製造設備及び検査設備等に変更がない場合

上記を満たす場合の生産実績は、旧工場で5ヶ月及び移転後の新工場で1ヶ月となります。

IV. 品質管理体制の変更

認証取得の際に提出された「品質管理実施状況を説明した書面」に記載されている内容（品質管理体制）を変更するときは、事前にJETへの手続きをお願いします。次の提出書類のほかに変更に関連する資料が必要となります。

変更の内容	提出書類	工場調査		製品試験
		書面	現地	
認証取得者及び製造工場の品質管理体制の変更	JIS認証に係る変更届（製造品質管理体制の変更）	◎	△	△

◎：必ず実施 ○：原則実施 △：必要に応じて実施

※品質管理体制の変更には以下があります。

- ① 認証製品の製造に使用される主要な資材
- ② 認証製品の製造工程
- ③ 認証製品の製造に必要な主要な製造設備
- ④ 認証製品の製造に必要な主要な検査設備
- ⑤ 認証製品の製造における品質管理体制（品質システム）の変更

V. 品質管理責任者の変更

品質管理責任者を変更するときは、事前に JET への手続きをお願いします。

変更の内容	提出書類	工場調査		製品試験
		書面	現地	
品質管理責任者の変更	JIS認証に係る変更届（製造品質管理体制の変更）※	◎	△	—

◎：必ず実施 ○：原則実施 △：必要に応じて実施

※添付書類

- ① 製造に関する知見及び実務経験（職歴等）
- ② 標準化及び品質管理に関する知見（大学等での履修記録又は講習会の修了証書）

VI. 認証取得者名の変更

認証取得者（名称又は住所）を変更するときは、原則として事前に JET への手続きをお願いします。次の提出書類のほかに変更に関連する資料(※)が必要となります。

変更の内容	提出書類	工場調査		製品試験
		書面	現地	
認証取得者の変更（企業形態が変わらない名称変更）	JIS認証に係る変更届（認証書記載事項の変更）	△	—	△
認証取得者の変更（企業形態が変わる名称変更）	JIS認証に係る変更届（認証書記載事項の変更）	△	△	△

◎：必ず実施 ○：原則実施 △：必要に応じて実施

（企業形態が変わる名称変更の条件）

JIS 認証に係る事業の全部又は一部の譲渡相続又は合併などによる事業承継において名称が変わる場合であって、次の条件を満足すること。

- a. 認証に係る製造工場が同じ（所在地が同じ）
- b. 品質管理体制に変更がない

(※)関連する資料の例

製品への表示、包装への表示

Ⅶ. 製造工場名の変更

製造工場（名称又は住所）を変更するときは、原則として事前に JET への手続きをお願いします。次の提出書類のほかに変更に関連する資料(※)が必要となります。

変更の内容	提出書類	工場調査		製品試験
		書面	現地	
製造工場名の変更（住所変更は市町村の住居表示変更に限る）	JIS認証に係る変更届（認証書記載事項の変更）	△	—	△

◎：必ず実施 ○：原則実施 △：必要に応じて実施

(※)関連する資料の例

製品への表示、包装への表示

Ⅷ. 製造工場の一部廃止

複数登録された製造工場の一部を廃止するときは、事前に JET への手続きをお願いします。次の提出書類のほかに変更に関連する資料が必要となります。

変更の内容	提出書類	工場調査		製品試験
		書面	現地	
製造工場の一部廃止	JIS認証に係る変更届（認証書記載事項の変更）	◎	—	—

◎：必ず実施 ○：原則実施 △：必要に応じて実施

Ⅸ. 認証の辞退

認証を辞退するときは、事前に JET への手続きをお願いします。次の提出書類のほかに変更に関連する資料が必要となります。

変更の内容	提出書類	工場調査		製品試験
		書面	現地	
認証のすべての辞退	JIS認証取消届	—	—	—
認証の一部辞退（製品の一部辞退）	JIS認証取消届	◎	—	—

◎：必ず実施 ○：原則実施 △：必要に応じて実施

上記のⅠ～Ⅸは、主な事例を示したものであり、変更や辞退の内容によっては上記とは別の必要な対応を行うことがあります。

X. その他（認証基準に適合しないことが判明した場合）

認証基準に適合しない又は適合しないおそれのある事実が判明した場合、速やかにその事実をご報告願います。ご報告内容に応じ必要な対応を致します。

以上